

エ 破損状況の適切な把握 (項番 9)

受託者は、平成30年2月、港湾施設が経年劣化等により破損していることを報告しているが、この報告の中で、当該破損は過去にも報告した箇所であると記載されている。当該破損箇所周辺では、平成29年8月に港湾施設の修繕工事を実施しており、当該破損を管理事務所が適切に把握していれば、効率的・経済的に修繕が可能であったと考えられる。

これらは、巡回業務及び外観点検業務における日報等及び調査に係る不適切な事例であるが、本件契約の目的である東京港の水際を脅かす危機に的確に対処することを阻害する原因となり得ることから、リスクを低減するためにも、管理事務所は、東京港国際埠頭施設等の警備に係る指示及び記録を適切に行われない。

(東京港管理事務所)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
東京港国際埠頭施設等の警備委託	平成27.4.1.～平成30.3.31	628,560,000

(単位：円)

(表2) 適切でない報告事例

項番	日付	発生場所	状況	区分
1	平成29年 4月 3日	大井食品ふ頭	フェンス破損	ア
2	平成29年 4月18日	芝浦ふ頭	フェンス破損	イ
3	平成29年 5月30日	大井ふ頭	雑草繁茂	イ
4	平成29年 9月18日	芝浦地区物揚場	船沈没	イ
5	平成29年10月11日	大井ふ頭	テリ調査依頼	ウ
6	平成29年12月28日	芝浦地区物揚場	船沈没	イ
7	平成30年 1月22日	大井ふ頭	降雪時の御木による車の破損	イ
8	平成30年 1月24日	大井ふ頭	ガードレール破損	ア
9	平成30年 2月 2日	芝浦ふ頭	グレーチング破損	エ

(全庁重点監査事項) (歳出)

(2) 機械警備委託契約に係る契約手続を適正に行うべきもの

特命随意契約は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項各号の規定に該当する場合に限定されている。

ところで、東京港建設事務所は、平日の夜間及び休日の警備について、表3の機械警備委託契約を締結している。本契約は、機械警備に必要な機器類を設置したことなどを理由に受託者以外に契約目的の履行ができないとして、施行令第167条の2第1項第2号を適用し、特命

随意契約を締結している。

しかしながら、所は、契約の相手方とそれ以外の事業者について、必要条件の比較検証を行っておらず、契約の相手方が、施行令第167条の2第1項第2号に該当するとは認められない。

所は、機械警備委託契約に係る契約手続を適正に行われたい。

(東京港建設事務所)

(表3) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
平成29年度東京港管理事務所及び東京港建設事務所庁舎機械警備委託	平成29.4.1.～平成30.3.31	1,296,000

(単位：円)

(全庁重点監査事項) (その他)

(3) 証明用電気計器の設置を適正に行うべきもの

東京港管理事務所は、東京都港湾管理条例(平成16年東京都条例第93号)に基づき、上屋(注)の使用許可を行っており、使用者の電気料金は、所が管理する証明用電気計器(いわゆる「子メーター’)で使用電力量を計量した上で、使用者への負担を求めている。

ところで、計量法(平成4年法律第51号)第16条では、証明用電気計器について、検定に合格し、有効期間内のものでなければ、取引又は証明における計量には使用してはならないと定めている。

所は、有効期間を超過する表4の証明用電気計器について、表5の調査により、交換することとしていたが、入札不調となり、監査日(平成30年4月20日)現在、有効期間を超過した証明用電気計器を計量に使用していることは、適正でない。

所は、証明用電気計器の設置を適正に行われたい。

(東京港管理事務所)

(注) 貨物を荷さばきしたり、一時的に保管するための建物

(表4) 交換を要する証明用電気計器

名称	個数	有効期間
芝浦内貿1号上屋	7個	平成29年12月まで
芝浦内貿2号上屋	4個	平成29年12月まで
大井海貨5号上屋	6個	平成29年12月まで
大井青果1号上屋	1個	平成29年12月まで
有明3号上屋	3個	平成30年2月まで
有明5号上屋	2個	平成30年2月まで
合計	23個	

（表5）調達内容

契約件名	入札日	予定工期
平成29年度芝浦内買1号上層ほか5か所電力 量計新替工事	平成29年12月14日	契約確定の日から 平成30年3月28日まで

（歳出）

（4）複数単価契約の相手方の決定方法を改めるべきもの

東京港管理事務所は、表6のとおり、海の森公園予定地の植樹地管理について、委託契約を締結している。

そこで、契約の相手方の決定方法について見てみると、本来、工種ごとの発注予定数量に単価を乗じたものを合計した推定総金額を見積もらせ、その多寡により契約の相手方を決定すべきところ、工種ごとの単価を単価に合計し、最も低く見積もった者と契約している。この方法では、発注数が多い工種の単価を高く、発注数が少ない工種の単価を低く見積もった者であっても契約の相手方となることができる。

実際に、表6の契約について、見積額が第2位となっている者と契約して同内容の作業を行わせた場合、表7のとおり、支払金額が261万6,670円減少する。

以上のように、工種別単価の合計を最も低く見積もった者と契約することは、最も経済的に作業を行わせることを担保できないのであるから、契約の相手方の決定方法として適正でない。すなわち、複数単価契約の相手方の決定方法を改められたい。

（東京港管理事務所）

（表6）契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額
海の森公園予定地B地区植樹地管理委託（その1）	平成29.4.1 ～平成29.7.31	9,936,000

（単位：円）

（表7）単価、発注数量

No	工種・細別 形状・寸法・適用	単位	設計 単価	第1位 見積単価 (契約 単価) (A)	第2位 見積単価 (B)	指示 数量 合計 (C)	支払額 (D=A×C)	第2位の 見積単価 による試算 (E=B×C)	差引 (D-E)
1	植樹地草刈A 肩掛け式、手刈併用 密生度40%相当	a	2,928	2,000	1,176	1,057	2,114,000	1,243,032	870,968
2	植樹地草刈B 肩掛け式、手刈併用 密生度70%相当	a	4,758	4,200	2,058	683	2,868,600	1,405,614	1,462,986
3	植樹地草刈C 肩掛け式、手刈併用 密生度90%相当	a	5,978	5,000	2,646	0	0	0	0
4	草刈 ハンマナイフ	a	2,000	700	1,043	0	0	0	0
5	草刈 肩掛式	a	6,100	4,500	2,744	161	724,500	441,784	282,716
6	草刈 手刈	a	11,000	5,000	7,700	0	0	0	0
7	つる切り 15～20本/a(アール)	a	13,127	200	9,100	0	0	0	0
8	支障樹木処理 高さ199cm以下 園内処理	本	737	730	567	0	0	0	0
9	支柱設置工(中低 木) 添柱形(1本形) 樹高100cm以上	本	1,508	500	1,274	0	0	0	0
10	風倒苗木復旧 人力	本	368	200	3,388	0	0	0	0
	合計		48,504	23,030	31,696		5,707,100	3,090,430	2,616,670

（単位：a（アール）、本、円）

(繰出)
(5) 調査委託契約の変更手続を適正に行うべきもの

港湾整備部は、東京港内における陸こう(注)の廃止及び陸こう遠方監視制御システム(以下「遠隔システム」という。)の導入に当たり、陸こうの廃止検討及び協議資料の作成並びに高潮対策センター(原巳地区)(以下「センター」という。)の遠隔システムの操作卓等の機器配置等に関する検討を行うため、表8のとおり調査委託契約を締結している。

ところで、センターの機器配置等の検討に関する報告書について、本件契約の仕様書では、平成29年9月末までに作成することとしているところ、同年12月15日に提出されていた。部は、このことについて、口頭により受託者と協議を行ったとしているが、書面による手続を経ておらず適正でない。

(港湾整備部)

(注) 防潮施設の一つで陸上ゲートのこと。防潮堤が道路や通路を横断するところに設けられている。

(表8) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
平成29年度東京港海岸保全施設(陸こう)計画調査委託	平成29.6.8 ～平成29.12.15	9,612,000

(単価:円)

(繰出)

(6) ポットホルルの発生原因を調査・把握した上で、道路の維持管理を行うべきもの

港湾整備部は、東京港の重要な臨港交通施設である沈埋トンネル(注1)(臨海トンネル及び第二航路海底トンネル)を整備している。

この沈埋トンネルを管理するため、東京港管理事務所は、沈埋トンネルの道路の維持補修について、表9のとおり契約している。

沈埋トンネルの道路では、その沈埋函の継ぎ目付近に、ポットホール(注2)が頻繁にできており、臨海トンネルでは、大きいもので、縦1,000mm、横600mm、深さ180mmほどとなっている。

ところで、所は、表9の契約において、平成29年4月1日から同年11月27日まで、ポットホルルの補修を、臨海トンネルでは82回、第二航路海底トンネルでは94回実施しており、特に臨海トンネルでは、表10のとおり、同一箇所を頻繁に補修している。

このことから、ポットホルルの発生原因が、沈埋トンネル工法特有のものであるか否か等、構造物の調査検討が必要であるにもかかわらず、部及び所は、それを行っていない。

部及び所は、ポットホルルの発生原因を調査し、効果的な道路の維持管理を行われない。

(港湾整備部)

(東京港管理事務所)

(注1) コンクリート等で造った複数の函体を海底に沈め接合して造られているトンネル
(注2) 道路の舗装表面が陥没してできた穴

(表9) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	金額	業務内容
平成29年度東京港4トンネル・2橋梁施設運転監視及び保守業務委託	平成29.4.1 ～平成30.3.31	473,040,000 (契約金額)	道路巡回点検業務、緊急出動業務(復旧及び応急処置)等
平成29年度臨海トンネルほか道路橋梁維持工事	平成29.4.1 ～平成29.11.27	28,271,035 (発注限度額)	道路補修等

(表10) 臨海トンネルの補修状況(補修箇所の一部抜粋)

補修箇所	補修工事日	補修箇所	補修工事日	補修箇所	補修工事日
函名: J18 (上り)	平成29.4.25	函名: J1 (上り)	平成29.4.1	函名: J12 (上り)	平成29.4.3
	平成29.6.25		平成29.4.3		平成29.7.12
	平成29.7.4		平成29.7.29		平成29.7.26
	平成29.7.5		平成29.8.2		平成29.7.29
	平成29.7.6		平成29.8.5		平成29.8.4
	平成29.7.11		平成29.9.23		平成29.8.5
	平成29.7.29		平成29.9.28		平成29.10.14
	平成29.8.1		平成29.10.1		平成29.10.18
	平成29.8.2				平成29.10.25
	平成29.8.5				平成29.11.8
	平成29.9.23				平成29.11.12
	平成29.9.26				平成29.11.21
平成29.10.1		平成29.11.26			
平成29.10.1					

東京消防庁

1 指摘事項

（歳出）

(1) 災害時支援ボランティア、自主防災組織等に係る保険の契約手続を見直すべきもの

防災部では、災害時支援ボランティア、自主防災組織等（女性防火組織及び消防少年団）の活動に係る保険に、表1のとおり加入している。

これら両保険については、防災部において、それぞれ制度発足時にAの前身会社と内容協議の下、設定した保険であること等を理由として、当時（災害時支援ボランティア保険は平成8年度、自主防災組織等は平成20年度）から、特定の一社と契約を行っているものである。

このことについて見たところ、防災部では、両保険の加入に際し、東京消防庁の組織等に関する規則（昭和38年東京都規則第95号）第3条に定める契約に関する事務を所管する部署である総務部に対し、契約締結請求を行うべきところ、これをせずに特定の一社と契約を続けている状況となっており適正でない。

また、両保険について、総務部は、防災部から保険加入の決定のための協議を受けているにもかかわらず、所定の手続をせずに前例を踏襲し当該契約を続けていることを、看過している状況となっており適正でない。

両部は、災害時支援ボランティア、自主防災組織等に係る保険の契約手続を見直さねばならない。

（防災部）
（総務部）

（表1）防災部の保険契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
平成29年度東京消防庁災害時支援ボランティアのボランティア活動保険	平成29.4.5 ～平成30.4.5	14,569,000	A
平成29年度自主防災組織等育成指導業務に係る約定履行保険	平成29.4.1 ～平成30.4.1	2,633,290	

（単位：円）

（歳出）

(2) 実験委託に係る契約変更手続を適正に行うべきもの

子防部は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設において、開会式等各種イベントで実施される火災や花火を用いた演出に対する防火安全対策について検討するため、表2のとおり実験契約を締結している。

ところで、当該契約について見たところ、表3のとおり、子防部は、仕様書で定めた内容と異なる状況で実験を実施させているにもかかわらず、①指示書、協議書等の取り交わしを含めた仕様変更の手続を行っていないこと、②仕様の変更に伴う契約金額の変更について検討されていないこと、また、検査業務を所管する総務部は、③仕様変更の手続が行われていないにもかかわらず検査で合格としたことが、それぞれ認められ、適正でない。

子防部は、実験委託に係る契約変更手続を適正に行われたい。
総務部は、検査を適正に行われたい。

（子防部）
（総務部）

（表2）契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
観覧場等における大規模な操火を用いた演出の安全性に関する実験委託	平成29.7.10 ～平成29.9.15	12,741,169

（単位：円）

（表3）仕様と異なるものの事例

項目	仕様内容	実験結果	
実験方法	(1) 定常的な火災	幅と高さの比率が同じ炎を任意の3段階の規模にそれぞれ設定 放射計10個以上使用	2段階に設定 6個使用
	火災の幅及び高さ 測定範囲及び計測機器 ・放射計		
(2) 瞬間的な火災	火災の高さ	5mから12mを3段階に設定	2段階に設定 3段階のほか、 0.3秒放射 0.3秒×5回放射 0.5秒放射 0.5秒×5回放射 を追加
	放射時間	1秒から10秒の任意の3段階	
測定範囲及び計測機器 ・放射計	放射計10個以上使用	6個使用	

交 通 局

1 指図書事項

(金庁重点監査事項) (その他)

(1) バリアフリー情報等の提供を適切に行うべきもの

局は、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指して、積極的にバリアフリー化を推進している。都営地下鉄の改札口周辺においても、①改札口液晶モニター、②多言語対応券売機、③乗換用エレベーター、④コンシェルジュ(駅案内係)、⑤無料WiFiサービス、⑥だれでもトイレ、⑦観光用デジタルサイネージ、⑧現金自動預入払機(ATM)、⑨触知案内板(注1)などが整備されている。

総務部は、局ホームページのほか、「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」を作成し、都営地下鉄のバリアフリー情報等を掲載している。掲載に当たっては、電務部を通じ、各駅務管区から情報を得るなどして連携を図っている。また、「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」の配付状況は、表1のとおりである。

ところで、東鴨駅に係るバリアフリー情報等について見たところ、次のとおり、監査日(平成30年4月10日)現在、適切でない事例が認められた。

ア 触知案内板3基が、局ホームページ(「駅構内図」、「バリアフリー設備」)及び「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」に掲載されていない。

イ だれでもトイレ(注2)がオストメイト対応である旨の表示が、局ホームページ(「駅構内図」、「バリアフリー設備」)及び「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」に掲載されていない。

ウ 「都営地下鉄バリアフリーガイド2018」(日本語版)が、在庫切れとなっており、希望者に配付できない状況である。

東鴨駅務管区、電務部及び総務部は、バリアフリー情報等の提供を適切に行われたい。

(東鴨駅務管区)

(電務部)

(総務部)

(注1) 視覚障害のある方が安心して駅や地下鉄を利用できるよう、点字で構内を案内する図面状のもの

(注2) お体の不自由な方や乳幼児をお連れの方などが利用しやすいようスペースを広くし、手すり、ベビーストップ、オストメイト(人工肛門、人工肛門保持者)対応の洗浄器具等をそろえたトイレ

(表1) 配付状況

契約件名	作成部数	配付等の状況
都営地下鉄バリアフリーガイド2018	日本語版 30,000部 英語版 10,000部	各駅のラック、窓口等

(金庁重点監査事項) (支出)

(2) 駅舎の照明設備点検清掃委託を適切に行うべきもの

車両電気部は、表2のとおり、照明設備点検清掃委託(単価契約)を締結しており、各電氣管理所が作業完了確認を行うこととしている。当該契約は、単価契約であるため、委託者の発注書又は指示書(以下「発注書等」という。)により発注する必要がある。

この確認状況について見たところ、三田線電氣管理所は、毎月、受託者から提出された業務報告書等の確認に当たって、照明設備点検等の数量について根拠資料との突合を行っていないなど、作業完了確認が適切に行われていないことが認められた。

これは、発注書等で数量管理を行わなければならないところ、部が、各所において発注書等の作成・交付を行っていないことによるものであり、適切でない。

所は、駅舎の照明設備点検清掃委託に係る作業完了確認を適切に行われたい。

部は、駅舎の照明設備点検清掃委託契約の仕様書を改め、各所に対して、発注書等の作成・交付を行わせるとともに、作業完了確認を適切に行うよう指導されたい。

(三田線電氣管理所)

(車両電気部)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額	受託者
駅舎(ホーム他)照明設備点検清掃委託(単価契約)	平成29.4.1 ~平成30.3.31	98,305,207	A
駅舎(出入口他)照明設備点検清掃委託(単価契約)	平成29.4.1 ~平成30.3.31	54,794,803	B

（全庁重点監査事項）（支出）

（3）都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託（単価契約）を締結しており、作業指示書の作成・交付、作業承諾書及び完了報告書の確認は、各電気管理所が行うこととしている。

仕様書では、受託者は、各電気管理所からの作業指示書により、保安業務（注1）を行うものとし、作業指示書を受けた場合は、速やかに作業承諾書を提出し、作業完了後に、完了報告書を提出することとされている。

この作業指示書の作成・交付から完了報告書の確認までの実施状況について見たところ、三田線電気管理所（注2）では、作業承諾書及び完了報告書の確認の際、作業指示書等との突合・確認が不十分であり、表4のとおり、作業指示書、作業承諾書と完了報告書とが相違しているにもかかわらず、検査合格としており、適切でない。

これは、部が定めた仕様書において、作業指示書交付後に数量等の変更があった場合の書面での手続・記録が定められていないことによるものであるため、作業指示書交付後の変更について、仕様書に明文化するなど、書面での手続・記録を定める必要がある。

所は、作業承諾書及び完了報告書の確認を適切に行われない。
部は、指示変更手続を仕様書に定め、各電気管理所に対して、作業承諾書及び作業完了の確認を適切に行うよう指導されたい。

（三田線電気管理所）
（車両電気部）

（注1）車両電気部が施工する工事等において、列車の安全運行、安全輸送の確保を目的とする立会い業務
（注2）都営地下鉄三田線及び都電荒川線の電路・信号・通信関係施設等の改良及び維持管理工事等を所管している。

（表3）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	推定総金額	受託者
都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託（単価契約）	平成29.4.1 ～平成30.3.31	208,101,528	C

（表4）作業指示書、作業承諾書と完了報告書との相違（例）

（単位：円、人工）

対象工事	立会種別	単価	作業指示書	作業承諾書	完了報告書
平成30年3月分					
荒川電気区					
都電荒川線電柱建替工事	昼間1時間 夜間軌道内	3,600 41,800	6 3	6 3	8 4
信号保安設備単価請負工事	昼間1時間 夜間軌道内	3,600 41,800	4 2	4 2	2 1
都電荒川線高戸橋ほか2 か所時間反応灯移設工事	昼間1時間 夜間軌道内	3,600 41,800	4 2	4 2	0 0
都電荒川線大塚駅前南口 接近表示器製造	昼間1時間 夜間軌道内	3,600 41,800	0 0	0 0	2 1
平成30年2月分					
荒川電気区					
都電荒川線踏切保安設備 機器更新工事	昼間1時間 夜間軌道内	3,600 41,800	6 3	6 3	2 1
平成30年1月分					
荒川電気区					
信号保安設備単価請負 工事	昼間1時間 夜間軌道内	3,600 41,800	4 2	4 2	2 1
都電荒川線踏切保安設備 機器更新工事	昼間1時間 夜間軌道内	3,600 41,800	10 5	10 5	8 4
信号通信区					
信号保安設備単価請負工事	夜間軌道内	41,800	2	1	1
平成29年12月分					
信号通信区					
可動式ホーム柵部品交換	夜間軌道内	41,800	16	15	15
平成29年11月分					
信号通信区					
信号保安設備単価請負工事	夜間軌道内	41,800	8	7	7

(4) 都営地下鉄駅立体図の変更委託の進行管理を適正に行うべきもの
 総務部は、局ホームページ上で、各駅におけるエスカレーター及びエレベーター等の位置情報やバリアフリー情報を立体図にして提示しており、立体図に掲載された情報の変更作業委託(単価契約)を、表5のとおり締結している。

本契約において、部は、車いす対応トイの追加など立体図に変更の必要が生じた場合、表6のとおり、作業の複雑さの度合いに応じて設定されたランク区分に従って作業の指示を行うことにより、データの変更を行っている。

ところで、本契約は単価契約であるため、部は、作業の指示に当たって、履行期限やランク区分を明記した指示書により行う必要があるが、受託者へは電子メールで指示しており、仕様書において指示書の様式を設定していないため、次のとおり不適正な状況となっている。

ア 履行期限に係る記録がないことから、履行確認及び支払手続において、指示された期限内の履行となっているかどうかの確認ができない。

イ どのランクの作業を指示したかの記録がないことから、契約で定めた予定数量の範囲の発注となっているか確認ができない。また、当該契約は単価契約であり、契約により定められた予定数量を上限として、その上限を超えないよう数量管理すべきものであるところ、その確認を行っていないため、表6及び表7のとおり、ランク区分①②において、第3四半期末時点で予定数量超過となっている。

ウ 指示に当たって、部と受託者はどのランクの作業に該当するかの調整をしていない。

このため、表8のとおり、エレベーター位置の修正やテキストの修正などの作業(表6のランク区分「やや複雑」又は「複雑」に分類)であるにもかかわらず、受託者の申告どおり、ランク区分「本格」(フロアの追加・改修)により支払を行っているが、受託者の申告が適正であることを確認できる記録がない。

部は、都営地下鉄駅立体図の変更委託において指示の記録を作成するなど進行管理を適正に行わねばならない。

(表5) 契約の概要

契約件名	都営地下鉄駅立体図の変更委託(単価契約)
契約期間	平成29.4.1~平成30.3.31
予定総額(当初)	832,464円
予定総額(変更後)	989,496円
支出総額	989,496円
受託者	D

(総務部)

(表6) 予定数量(当初)と実績の比較

(単位:円、件)

項番	ランク区分	説明	単価	当初契約に係る予定と実績		変更後契約の実績							
				予定数量	実績(a)(注2)	追加分(b)(第4四半期分)	実績(a)+(b)(年間計(注2))						
①	標準	ピクト(注1)を追加するのみなどの簡易な修正	4,600	50	220,000	84	386,400	△34	△156,400	11	50,600	95	437,000
②	やや複雑	ピクトを動かすなどの修正	5,680	30	170,400	44	249,920	△14	△79,520	6	34,080	50	284,000
③	複雑	メニューの変更や交換などの修正	6,760	40	270,400	17	114,920	23	155,480	3	20,280	20	135,200
④	本格	フロアの追加・改修	10,000	10	100,000	0	0	10	100,000	6	60,000	6	60,000
小計				130	770,800	145	751,240	△15	19,560	26	164,960	171	916,200
消費税等					61,664		60,099		1,565		13,197		73,296
合計					832,464		811,339		21,125		178,157		989,496

(注1) ピクト:主に鉄道駅や空港などの公共空間で使用され、視覚的な図で表現する絵文字

例: (非常口のピクト)

(注2) 第1及び第2四半期は、実績なし

(表7) 予定数量超過と契約変更の経緯

平成29年	4月1日	契約締結、契約期間開始(第1四半期、第2四半期指示実績なし)
	12月28日	第3四半期履行完了届を確認
※この時点で表2の項番①②の予定数量超過		
平成30年	1月25日	契約変更の協議開始
	2月13日	第3四半期分の請求(請求金額811,339円)
	3月1日	契約変更の協議完了
	同日	第4四半期分の請求(請求金額178,157円)
	同日	第3四半期分と第4四半期分合計(989,496円)の支出決定
※全ての作業において公式の指示記録なし		

(表8) ランク区分に疑義のある事例

駅名	作業内容	受託者から申告されたランク
両国	エレベーター位置の修正 ピクトの追加1か所 網掛け部分の変更1か所	本格
新宿	テキストの削除39字 時刻の訂正1か所 ピクトの追加1か所	本格

(注) 年間171件の作業のうち26件(表6に記載の第4四半期分)を抽出で確認

(支出)

(5) 車両検修場施設保守管理業務委託における履行確認を適切に行うべきもの

本場車両検修場は、表9のとおり、場における空調換気設備等の点検等を主な業務内容とする本場車両検修場施設保守管理業務委託契約により、作業日報及び作業完了報告書等の提出を受けており、契約を所管する車両電氣部が、毎月、履行完了届を受領の上、支払手続を行っている(注)。

ところで、当該契約における、受託者による故障対応状況について確認したところ、次の不適切な取扱いが認められた。

ア 仕様書において、機器に異常及び故障が発生した場合、受託者は直ちに応急処置を施すとともに、原因調査や有効な対応策を提示するとされている。しかし、原因調査及び対応策の提示の確認ができない(表10の項番3など6事例)。

イ 仕様書において、修理等が必要な状況を受託者が発見したときは、遅滞なくその内容を庁舎管理者に報告し、指示を受けるとともに、その指示された作業内容をデジタルカメラ等に記録し、作業完了報告書に添付して庁舎管理者に提出することが定められている。しかし、当該報告及び作業内容記録の提出がない(表10の項番1など16事例)。

ウ 仕様書において、作業当日又は翌日中に提出が定められている作業日報の様式には、連絡事項及び作業内容の記載欄があるが、不具合対応に係る作業内容などの記載がない(表10の項番1など22事例)。

場は、施設保守管理業務委託における履行確認を適切に行われない。
部は、場の履行確認が適切に行われるよう指導されたい。

(本場車両検修場)
(車両電氣部)

(注) 場と同様の作業完了報告書等は、部にも提出されている。不具合対応の指示は、原則として場が行い、部は、対応に高額な経費の見込まれる案件等について、場からの依頼に応じて対応している。

(表9) 契約の概要

契約件名	本場車両検修場施設保守管理業務委託
契約期間	平成29.4.1～平成30.3.31
契約金額	26,350,272円
受託者	E
主な業務内容(点検等対象)	空調換気設備、給排水衛生設備、電氣設備

(表10) 不適切な取扱い事例

項番	機器名(機種名)	不具合の状況	不適切である理由(注)
1	給排風機(給気ファン)	テラー使用不可のため停止	イウ
2			イウ
3			アウ
4	空調調和機	異音あり	イウ
5			イウ
6			イウ
7	空調換気設備(給気送風機 排風機)	モーター故障	イウ
8	車庫(冷温水ポンプ)	時間計故障	イウ
9			イウ
10	車庫・汚水ポンプ	カウンタ計故障	イウ
11	車庫・排水ポンプ	時間計故障	イウ
12			アウ
13	車庫・冷温水ポンプ	圧力計故障	イウ
14			イウ
15	循環ポンプ	カウンタ計故障	アウ
16			イウ
17			イウ
18	庁舎ポンプ(冷温水ポンプ)	テラー使用不可のため停止	アウ
19			イウ
20	排気ファン	バタつきあり	アウ
21			イウ
22	排水ポンプ	時間計故障	イウ

(注) 不適切である理由のアからウは、本文に記載のものと符合する。

(支出)
(6) 点検結果の対応を速やかに行うべきもの

自動車部は、深川自動車営業所等の設備保全に関して、表11のとおり、委託契約を締結し、各所が点検結果を受けて必要な対応を行うこととしている。

深川自動車営業所において、点検結果の対応状況について見たところ、表12のとおり、平成30年2月に報告された交換・修理を要する不具合については、3年前から同様の報告がされているにもかかわらず、監査日(平成30年4月16日)現在、対応を行っていない事例があるなど、点検結果の対応を速やかに行っておらず、適切でない。

所は、点検結果の対応を速やかに行わたい。

期は、所に対して、点検結果の対応を速やかに行うよう指導されたい。

(深川自動車営業所)
(自動車部)

(表11) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	受託者
自動車営業所等電気設備保安業務委託(注1)	平成29.4.1 ～平成30.3.31	4,955,904	F
東雲庁舎(注2) 設備運転管理委託	平成29.4.1 ～平成30.3.31	19,219,680	G
東雲庁舎外2庁舎昇降機・機械式駐車場設備点検保守委託	平成29.4.1 ～平成30.3.31	2,268,000	H
消防設備保守点検委託(注3)	平成29.12.18 ～平成30.3.30	5,346,000	I

(注1) 深川自動車営業所ほか18か所が対象

(注2) 東雲庁舎は深川自動車営業所が庁舎管理を行っている。

(注3) 深川自動車営業所ほか62か所が対象

(表12) 監査日現在対応を行っていない不良箇所(例)

契約件名	点検・報告時期	報告内容
自動車営業所等電気設備保安業務委託	平成27年2月	1 受変電1号棟にて、電力会社からの電気を停止しても非常用電源用発電機が始動しません。手動では始動しますが、至急、修理をしてください。 2 受電用予備回線の地絡方向継電器の動作表示装置が不良で、動作しませんので、修理をしてください。
	平成28年2月	同上
	平成29年2月	同上
	平成30年2月	同上
東雲庁舎設備運転管理委託	平成30年3月	1 1号棟3・4階空調機械室：空調機ドレントラップのフラグ不良 (同様の内容が、平成27年10月に報告されている旨の記録があるが、監査日現在まで未対応である。) 2 1号棟2～4階空調機械室：空調機給気フレンス表示灯の器具不良 (同様の内容が、平成28年1月に報告されている旨の記録があるが、監査日現在まで未対応である。)
	平成29年11月	油圧エレベーター1・2号機：制御盤機器(制御盤内#ARRリレー)交換を要する。
東雲庁舎外2庁舎昇降機・機械式駐車場設備点検保守委託	平成30年3月	
	平成30年2月	深川自動車営業所1号棟：消防ホース耐圧試験未実施(設置場所14か所、計28基、いずれも平成16年製造) (消防ホース耐圧試験は製造から10年で実施のため、平成26年から同様の報告がされているが、監査日現在まで未対応である。)
消防設備保守点検委託	平成30年3月	

(支出)
 (7) フェイスブック広報業務委託契約について
 総務部は、都営交通の認知度をより一層高めるとともに、円滑なフェイスブックの運用を行うことを目的として、表13のとおり、契約を締結している。

(表13) 契約の概要

契約件名	東京都交通局 Facebook 広報業務委託
契約期間	平成29.4.1～平成30.3.31
契約金額	7,899,768円
受託者	J
主な業務内容	① フェイスブック投稿内容の作成及び掲載 ② フェイスブックにおけるユーザー参加型企画の実施 ③ 都営交通ユーザーの「プロガー」による街歩き企画の実施

ア ユーザー参加企画及び「プロガー」企画の実施に当たって仕様内容を見直すとともに、履行確認を適切に行うべきもの
 主な業務内容のうち、表13の②フェイスブックにおけるユーザー参加型企画（以下「ユーザー参加企画」という。）及び③都営交通ユーザーの「プロガー」による街歩き企画（以下「プロガー企画」という。）の実施方法及び実績等については、表14のとおりであるが、次のとおり不適切な取扱いが認められた。
 (ア) 両企画について、仕様書において、表15のとおり、効果を検証できる報告書を作成するなどの留意点が定められているが、実施計画及び実績報告は、留意点を踏まえた内容になっていない。
 (イ) ユーザー参加企画について、仕様書において、表15のとおり、報告内容は受託者と協議のうえ別途定めるとされているが、書面による記録が残っていない。
 (ウ) 「プロガー」企画について、各自「プロガー」レポート掲載したとする街歩きプランの実行の模様をフェイスブックで紹介することとされているが、監査日（平成30年4月25日）現在、13件中7件のみの紹介となっている。
 (エ) 「プロガー」企画について、作成記事の提出を仕様書で定めていないため、履行確認及び支出手続において、「プロガー」記事が表15のとおり仕様書に記載の留意点に基づいて適切に作成・掲載されているか確認ができない。
 部は、ユーザー参加企画及び「プロガー」企画の実施に当たって、仕様内容を見直すとともに履行確認を適切に行われたい。

(総務部)

(表14) ユーザー参加企画及び「プロガー」企画の実施方法及び実績について

企画の種類	仕様書に記載の実施方法	実績	実施費用(注)
ユーザー参加企画	<ul style="list-style-type: none"> 最低年3回 企画内容に応じて付随する賞品等があれば用意する 具体的な企画内容については言及なし 	<ul style="list-style-type: none"> クイズに答えて賞品が当たる企画を3回実施 応募者合計459人 	675,600円
「プロガー」企画	<ul style="list-style-type: none"> 「都営まるごときっぷ」（1日乗車券）を活用した都内の街歩きプランの立案・実行 上記の模様を各自「プロガー」レポートに掲載 年1回、10名程度 	<ul style="list-style-type: none"> 13人の「プロガー」が9月に都内の街歩きプランを立案・実行 上記の模様を各自「プロガー」レポートに掲載 フェイスブックにおける記事の紹介は13件中7件のみ 	430,000円

(注) 受託者の見積書に記載の金額

(表15) 実施計画及び実績報告作成に当たっての留意点及び作成状況について

企画の種類	仕様書に記載の留意点	作成状況	
		実施計画	実績報告等
ユーザー参加企画	<ul style="list-style-type: none"> フェイスブックユーザーが楽しむことのできる企画 広報、広告など局フェイスブックへの広報効果の高い手法を選択して行う 効果を検証できる報告書を作成 報告内容は、受託者と協議のうえ別途定める 	<ul style="list-style-type: none"> 「楽しむことのできる」「広報効果」に関する説明なし 	<ul style="list-style-type: none"> 効果の検証なし 報告内容に係る受託者との協議内容について書面上による記録なし
「プロガー」企画	<ul style="list-style-type: none"> 対象「プロガー」は、都内在住で日頃都営交通の利用に慣れみのある一般人 読者が理解を受けやすいよう、企画参加型の記事により掲載していることを記事内で明示する 	<ul style="list-style-type: none"> 「プロガー」の選定方法及び候補者に関する説明なし 	<ul style="list-style-type: none"> 「プロガー」の記事の提出がないため、企画参加型の記事により掲載しているかどうかの確認不能

イ 企画提案選考の実施に当たって重要な条件を明示すべきもの
 本委託契約は、企画提案による受託者選考（以下「企画提案選考」という。）を行うものであるが、部の内部決定により、履行状況が良好である等の条件を満たした場合に、審査結果は3年間有効であるとしている。
 部は、企画提案選考で1位となった業者（本契約の受託者）と平成28年度において随意契約を行い、履行状況が良好であったとして、平成29年度においても、同一業者と随意契約により契約を行っている。
 とところで、部が行った当該企画提案選考の実施手続について見たところ、部は、業者の募集に当たって掲載した仕様書及び企画提案実施要領において、委託契約の重要な情報である審査結果の有効期間を明示していない。
 部は、企画提案選考の実施に当たって重要な条件を明示されたい。

(総務部)

水道局

2 意見・要望事項
(全庁重点監査事項) (支出)

(1) お忘れものセンター運営業務の電話応対に対するサービスレベルの設定について
総務部は、都営交通の利用者が都営交通に関する問合せや意見・要望、遺失物の確認をする場合の電話連絡先として、都営交通お客様センター(以下「当センター」という。)を運営しており、電話応対業務等について、表16のとおり、別々の受託者が実施している。
当センターに電話をかけた利用者は自動音声応答による電話機操作後、問合せや意見・要望については表16の項番1で契約しているオペレーターへ、遺失物についての確認は項番2で契約しているオペレーターへ転送される。
ところで、2つの契約の電話応対の仕様について確認したところ、表16のとおり、サービスレベルの報告を項番1の契約についてのみ求めているため、都営交通の利用者からの問合せ対応が均一に行われない可能性があり、利用者サービスの観点から望ましくない。
部は、お忘れものセンターにおける電話応対業務に対するサービスレベルについても、コールセンターと同様に報告させることが望まれる。
(総務部)

(表16) 契約の概要

項番	契約件名	契約期間	契約金額 (月額)	受託者	サービスレベル
1	コールセンター運営業務委託	平成29.11.1 ～平成32.10.31	5,191,484	K	平均応答速度(注1)や平均応答率(注2)などの、達成状況等を委託者に毎月報告
2	お忘れものセンター運営業務委託 (注3)	平成28.4.1 ～平成30.9.30	5,219,999	L	電話応対に関する平均応答速度や平均応答率などの報告等なし

(単位：円)

(注1) 自動音声応答による利用者の電話機操作後、オペレーターが受付までに要した時間
(注2) 総着信件数に対して、コールセンターにて応答した件数の割合
(注3) 電話応対業務の他に、都営交通において発生する、平成28年度実績で18万4,330件という膨大な遺失物の受入れ、システム受付処理、利用者への引渡し等の業務を含む。

1 指図書事項

(収入)

(1) 債権管理に係る事務処理を適切に行うべきもの
サービス推進部では、水道料金や配水管破損による弁償金等の債権管理を行うに当たり「営業事務取扱手続」(最終改正平成29年4月1日施行、以下「事務取扱」という。)を定め、各営業所はこれに基づき債権管理業務を行っている。
事務取扱によれば、債権の管理状況は、未納カード情報を入力し、担当職員間の情報共有を行うこととしている。

ところで、世田谷営業所及び渋谷営業所における水道料金等の不納欠損(注)の状況を見たところ、表1のとおり、実際の交渉記録がメモで保管してあったにもかかわらず、一定期間、その記録を未納カード情報に入力していない事例が認められた。
未納カード情報は、債権管理状況を所内や部において把握し、適切な管理を行うためのものであることから、適切に入力する必要がある。
部は、事務取扱を定め水道料金等徴収事務を指導する部所であることから、本事業についての指導が十分でなかったことは適切でない。
所は、未納カード情報の入力及び債権管理を適切に行われたい。
部は、債権管理が適切に行われるよう所を指導されたい。

(世田谷営業所)
(渋谷営業所)
(サービス推進部)

(注) 電話や現場訪問による催告等を行っても回収できない債権及び時効の援用を主張された債権については、債権の種類ごとに、会計上除外する不納欠損処理を行っている。

(表1) 債権管理状況

(単位：円)

債権種類	債権額	発生時期	不納欠損 処理日	未納カード情報 未入力期間	営業所名
配水管等破損 弁償金	125,968	平成23.7.27	平成30.1.25	平成27.4.17 ～平成29.3.9	世田谷
水道料金	1,200,065	平成19.2 ～平成19.7	平成29.12.28	平成26.4.18 ～平成27.3.19	渋谷

建設事務所	契約期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで				履行場所：東京都水道局西部建設事務所が所管する区域（主として区部の西部方面）				（単位：円）	
	【工事第一課分】		【工事第二課分】		【工事第一課分】		【工事第二課分】			
契約項目	予定数量	契約単価	推定金額	予定数量	契約単価	推定金額	契約単価差額	試算：単価契約（その4）	推定金額（差）	
工事前調査	家屋内部	160	54,000	8,640,000	40	75,600	3,024,000	21,600	40	884,000
	家屋外部	180	43,200	7,776,000	50	51,840	2,592,000	8,640	50	432,000
工事後調査	意向調査	20	21,600	432,000	10	27,000	270,000	5,400	10	54,000
	家屋内部	90	4,320	1,512,000	90	6,480	583,200	2,160	90	194,400
工事後調査	家屋外部	230	32,400	7,452,000	130	41,040	5,335,200	8,640	130	1,123,200
	外構	140	16,200	2,268,000	30	19,440	583,200	3,240	30	97,200
復旧調査	意向調査	440	3,240	1,425,600	250	4,860	1,215,000	1,620	250	405,000
	一般家屋	30	54,000	1,620,000	20	54,000	1,080,000	0	20	0
旧調査	工場等	30	43,200	1,296,000	20	43,200	864,000	0	20	0
	推定総金額			36,309,600			21,486,600	推定金額（差）合計（注）		4,357,800

（注） 両表の推定金額（差）合計は、それぞれの工事第二課分の予定数量に、各契約単価差額を乗じて得た合計値である。

（その他）

（4） 個人情報を含む帳票類の廃棄手続に係る契約仕様書等の見直しを行うべきもの

多摩水道改革推進本部調整部は、多摩地区における水道料金等徴収事務を、表5のとおり、株式会社PUCに委託している。

ところで、この契約仕様書等にある帳票類の廃棄手続について、多摩サービスマネーション等の関係書類を見たところ、保存年限を過ぎて不要となった帳票類の廃棄については、おおむね廃棄一覧表による部への廃棄申請・承認の手続を経て、裁断・溶解による処理がなされていることが確認できた。

しかしながら、監査日（平成30年2月2日）現在、開栓作業日誌（保存年限1年）などの一部帳票類において、サービスマネーションで保存年限を超えて帳票類を保有している場合があるにもかかわらず、契約仕様書等に管理台帳作成などの手続を定めていないことから、これら帳票類の保有・廃棄状況を確認することができない状況となっているのは適切でない。

部は、個人情報を含む帳票類の廃棄手続に係る契約仕様書等の見直しを行いたい。
（多摩水道改革推進本部調整部）

（表5） 契約の概要

契約件名	平成29年度多摩地区営業業務委託
契約期間	平成29.4.1～平成30.3.31
契約金額	2,704,752,000円
委託内容	多摩地区の12サービスマネーションでの水道料金等徴収事務等の営業業務